

こうどうびと

行動人を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて

～様々な学習機会の提供と行動人の育成と活用方策～

提 言 書

平成30年4月
秋田県生涯学習審議会

目 次

1	はじめに	1
2	テーマ設定の理由	1
3	現状と課題分析	2
	(1) 県民総「 <small>こうどうびと</small> 行動人」の推進にかかわる取組状況とその課題	2
	(2) 学ぶ機会の充実と学んだ成果を生かす環境にかかわる課題	3
4	提言「行動人を、人づくり、地域づくりに生かす取り組み」	4
	(1) 世代や生活環境に応じた、様々な学習機会の提供	4
	(2) 学んだ成果を生かす、人材を活用するための方策	6
5	おわりに	7
資 料		
1	審議経過	8
2	秋田県生涯学習審議会条例	9
3	秋田県生涯学習審議会委員名簿	10

1 はじめに

教育基本法では、第三条に生涯学習の理念が盛り込まれ、その中では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とうたわれている。

平成23年9月には、本審議会の意見をもとに、本県生涯学習施策の今後の方向性として、すべての県民が学んだことを生かして社会に貢献し、活力あふれる秋田の原動力となることを掲げている。

また、平成24年の本審議会答申では、「本県の生涯学習は40年にわたる『学び』を中心とした生涯学習から、学んだ成果を生かす生涯学習へ移行した」とし、「そのような気運を高めていくことが重要であり、思い切った発想の転換と柔軟な思考が求められる」と訴えている。

本県では、こうしたことに基づいて、人材の育成と活用による地域づくりを進めるための様々な取組を推進しているところであるが、今期の審議会では、このような取組をさらに推進するために協議を重ねて提言をまとめた。

2 テーマ設定の理由

県では、平成23年に、生涯学習推進の理念として「秋田県生涯学習ビジョン」を策定した。その中で、学んだ成果を生かして活躍する人材を「行動人^{こうどうびと}」と呼び、「全ての県民が行動人になる」ことを掲げている。

これを受けた「県民総『行動人』の推進事業」では、「行動人Webサイト」を立ち上げて県民に紹介したり、交流集会を開催して行動人のネットワーク化を図ったりした。また、行動人の自主企画講座を支援し、学んだ成果を生かすための支援をしてきた。

しかし、こうした取組の中で様々な課題が顕在化してきた。例えば、「行動人を紹介するだけで十分なのか」、「周囲を巻き込む仕掛けや地域づくりに関わる仕掛けが必要でないか」、さらには「若い世代への広

がり」や「学んだ成果を生かした活躍の広がり」が不十分であるなど、まだ「学んだ成果を生かす生涯学習」へ進むには至っていないと思われる。

こうした現状の中で、今後の生涯学習の推進において、「人づくり」「地域づくり」を如何にして進められるかという観点から、次のようなテーマを設定した。

こうどうびと
『行動人』を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて
～様々な学習機会の提供と『行動人』の育成と活用方策～

3 現状と課題分析

(1) 県民総「行動人」の推進にかかわる取組状況とその課題

① 行動人とは

しあわせを肌で感じることのできる秋田を築くために、本県の生涯学習は、めざす人間像として「すべての県民が行動人になる」ことを掲げている。

行動人とは、学んだ成果を生かして行動している人である。例えば、昔ながらの秋田のよさを守り伝える人、秋田のよさを再発見して広める人、新しい秋田のよさを創る人をイメージしている。

② 行動人の紹介

周囲を見回してみると、日々の生活の何気ない場面で、学校や社会や自らの学びの中で得たことを生かして行動し、様々な形で人々の役に立っている人がたくさんいる。「行動人Webサイト」では、そのような行動人に光をあてて紹介することによって、まずは秋田の元気を県民に見えるようにしてきた。平成24年の開設から、平成30年3月31日までに1,770件、64,855人を紹介し、見た人が、「自分たちのまわりには行動人がたくさんいる」ことや、「秋田の元気が感じられる」情報を提供し、これまでに153,707件のアクセスがあった。

こうどうびと
 ー 行動人 Web サイトの運営状況 ー

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計
紹介件数(件)	485	511	376	204	108	86	1,770
紹介人数(人)	16,359	15,831	9,513	5,058	4,504	13,590	64,855
アクセス(件)	10,002	22,067	27,310	33,967	32,202	28,159	153,707

③ 行動人の交流の場

「行動人 Web サイト」で紹介した行動人や生涯学習奨励員、市町村・県の生涯学習・社会教育関係者と社会教育委員等を対象に、「行動人交流集会」を開催し、交流の機会を設けることで協働の仕組みづくりにつながる効果的なネットワークづくりを目指している。

行動人の活動紹介ブースを設置して、参加した人が自由に交流したり、パネルディスカッション等を通して意見交換を行う等、地域やジャンルを越えた活発な交流を支援してきた。平成26年度からの4回の開催で延べ840人の参加者が交流を深めている。

④ 行動人に関わる課題

Web サイトでの紹介人数は、平成29年度までに55,000人と設定した「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の指標をトータルではクリアしたものの、年度ごとの人数は年々減少し、Web サイトへのアクセスも減少傾向にある。面白いと思って見てもらうための工夫や人と人をつなぐ仕掛けが必要である。

Web サイトよりもSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での交流が増加する中でPR方法も多様化しているが、その変化への対応が遅れている。SNSの活用は不可欠である。

(2) 学ぶ機会の充実と学んだ成果を生かす環境にかかわる課題

① 学ぶ機会の充実

学習講座等の開催地域や開催時間帯が固定化される傾向が強いため、興味や関心があっても参加しづらい人がいる。時間的制約の多い勤労世代、若い世代、子育て世代への配慮が不十分という声がある。近年は、

障害者等が共に学習しやすい講座内容の工夫や受け入れ体制の整備も求められている。

また、これまでの講座形式にとらわれず、大学等でも導入がすすんでいるWeb授業のような形式の講座を整備していくことで、直接足を運ぶことができないけれども興味がある人への対応が可能となる。若い世代を含めて、現代の要望に合った講座の開発が必要である。

そのうえで、学習者にとって分かりやすく、選択しやすい情報提供の在り方についても検討が必要である。

②学んだ成果を生かす環境整備

学習者が、学んだ成果を生かして行動する場や機会を得るための情報が不足している。同時に、行動したい人が情報発信するしくみも十分とはいえない。行動人Webサイトの役割は、秋田の元気を県民に見えるようにするための活動紹介が中心であるが、今後は、学びから行動へのきっかけ作りや行動する機会を一体的に支援するしくみを整えていかなければならない。

4 提言「^{こうどうびと}行動人を、人づくり、地域づくりに生かす取り組み」

(1)世代や生活環境に応じた、様々な学習機会の提供

提言1 学びたい、でも参加しづらい人をサポートするために

様々な条件の相違により学習機会を得にくい人たちが、学習意欲を損なわないように配慮することが必要である。例えば、時間的制約の多い勤労世代、若い世代が参加しやすい日時を設定したり、参加対象者を特化してテーマを絞り込んだり、障害者も共に学べるように講座内容を工夫したりするなど、学習者の生活環境に寄り添う工夫が必要である。障害者の参加については、施設の改修等のハード面の整備だけでなく講座内容の工夫や提供資料の改善等のソフト面の整備も重要である。

開催地域の偏りを解消するためには、県が積極的に様々な地域での開催を進めるべきである。同じ講座の複数地域での開催、講座の出前や講師の派遣等も求められている。それを補うためのインターネットやケー

ブルTVでの配信も効果的であり、学習意欲を喚起する方法のひとつでもある。

また、より多くの人々の要望を反映させるためには、市町村やNPO、民間企業等と連携したプログラムの研究等も効果的である。

提言2 学校で終わらない、生涯学び続けてもらうために

学校教育が終了したあとも、個人の学習意欲に基づいた学習の継続や社会教育による学習機会を通じて、生涯学び続けることへの意識付けが必要である。

そのためには、学校教育との連携が不可欠である。例えば、学校外でも学ぶことができるという経験を多くの高校生に提供していくことが必要である。高等学校へのPRにとどまらず、社会教育主事が直接出向いて高校生に働きかける機会があっても良い。

また、個人の興味や関心から始まる心を豊かにするための学習経験も、生涯学び続けることのきっかけになる。地域との繋がりを意識した地域学習の提供も効果的である。

提言3 学ぶ楽しさを広く知ってもらうために

学習機会を充実させて学ぶ楽しさを広く知ってもらうためには、より多くの人に学習情報を効率的に提供するための施策が必要である。

情報提供においては、講座情報が錯綜していることにより、学習者にとっては分かりにくい、選択しづらいという場面もあることから、各種講座の一元的な情報提供が求められている。近年、利用者が急増しているSNSの活用、県生涯学習センターが運営しているインターネットによる生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」のさらなる活用を進めるべきである。

しかし、ただ効率的に情報を届けることだけではなく、わくわくするような学びの機会をちりばめ、あそびと学びが一体になるような仕掛けも求められている。学びの楽しさを伝えて学習意欲を刺激するためには、エンターテインメントの要素も必要である。

また、参考図書や資料について図書館と連携するなど、関わりのある機関との結びつきを強めることも、新しい学びの楽しみを提供するきっかけとなる。

(2)学んだ成果を生かす、人材を活用するための方策

提言4 学んだ成果を活用してもらうために

行動人^{こうどうびと}Webサイトにおける行動人の紹介は、現在5万人を超えている。しかし、これは活動紹介が中心であり、紹介された行動人を人材として活用するシステムとしては不十分である。今後は、人材としての行動人情報の発信を進めて、行動人を活用する機会と場の提供を支援する方策として、「まなびサポート秋田」の人材情報との連携や行動人自主企画講座への支援拡充が求められる。

また、行動人とそれを必要とする人とを結び付けるコーディネーターの存在が不可欠である。そこでは、何を学びたいのか、何を教わりたいのかという要望の把握も必要である。さらに、市町村や各社会教育施設等との連携はもちろんのこと、地域で活躍している生涯学習奨励員との連携が重要となる。

それを進めるためには、行動人の活動内容と活用方法が分かり、より具体的で実践的な支援ができるガイドブックや活用事例集などの作成・配布も効果的である。

提言5 学んだ成果を生かす場、機会の創出と提供のために

行動人の活躍を支援するためには、学んだ成果を生かすための場と機会を新たに創出することが必要である。行動人の自主企画講座への支援だけでなく、既存の学習講座においても、講師や運営等に行動人を活用すべきである。

学校教育においても、様々な形で地域との関わりを深めようとする学校が増え、地域人材活用への要望が高まっている。そこでも行動人を生かすことができる。子どもたちにとっては、学んだ成果を生かしている人と身近なところで接することにより、自分にもできる、自分もやって

みたいという行動のきっかけにつながることもなる。

提言6 学びと行動を一体的にすすめるために

学んだ成果を生かして行動するという行動人^{こうどうびと}の理念が示すとおり、学びと行動は一体となって展開することが望ましいと考えられる。

学んだ後すぐにその成果を生かせる場や機会を用意しておく仕掛け、「こんなことをしてみたい」ので「それについて学ぶ」という仕掛けがあっても良いのではないか。そこには、人と人がつながることによって、町づくり、地域づくりにつながるという意識付けも必要である。学んだあとの交流は、ネットワーク形成の契機となり、活動の広がり到大いに役立つものとなる。

このことは、学びの場へ一歩踏み出したい人への刺激ともなり、若い世代の取り込みにも効果的である。

5 おわりに

秋田県の生涯学習がめざす姿として示された「知と行動が結びついたクリエイティブな循環型社会」を実現するため、「行動人^{こうどうびと}を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて」をテーマに協議を重ね、様々な学習機会の提供と行動人の育成と活用方策について提言をまとめた。

行動人Webサイトで紹介してきた人材を活用し、行動人が周囲を巻き込みながら地域づくりに関わる環境が整備され、自らも行動していこうとするような気運が、世代を超えて高まることを望んでいる。

そして、いつまでも学びつづける喜びを実感できる、ますます豊かな秋田が築かれることを期待している。

資料

1 審議経過

回	日時	場所	審議内容
第1回	平成28年9月13日(火) 午後1時から 午後3時まで	県庁第二庁舎 7階 教育委員室	『 <small>こうどうびと</small> 行動人』を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて ・「学び人」を育成する取り組みについて ～様々な学習機会の提供～ 『 <small>こうどうびと</small> 行動人』を、地域で生かす取り組みについて ～『 <small>こうどうびと</small> 行動人』の活用方策について～
第2回	平成28年11月14日(月) 午後1時30分から 午後3時30分まで	県庁第二庁舎 5階 52会議室	『 <small>こうどうびと</small> 行動人』を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて ・現状と課題について
第3回	平成29年8月2日(水) 午後1時から 午後3時まで	県庁第二庁舎 5階 52会議室	『 <small>こうどうびと</small> 行動人』を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて ・提言の骨子について
第4回	平成30年1月17日(水) 午後1時から 午後3時30分まで	地方総合庁舎 6階 603会議室	『 <small>こうどうびと</small> 行動人』を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて ・提言内容文案について

2 秋田県生涯学習審議会条例

平成六年六月二十八日

秋田県条例第三十五号

改正 平成一二年一二月二六日条例第一四七号

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、秋田県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平一二条例一四七・一部改正)

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一二年条例第一四七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

3 秋田県生涯学習審議会委員

	氏 名	所 属 等
会 長	吉 川 正 一	大仙市教育委員会 教育長
副会長	谷 口 吉 光	秋田県立大学地域連携・研究推進センター教授
委 員	石 川 弘 美	秋田県立十和田高等学校 校長
委 員	丑 田 俊 輔	ハバタク株式会社 代表取締役
委 員	奥 ちひろ	秋田県南NPOセンター コーディネーター
委 員	柏 原 正 人	元由利本荘市教育研究所 学校教育指導員
委 員	小 玉 由 紀	子育てカフェ・にこリーフ 代表
委 員	小 西 亨一郎	カネトク卸総合センター(株) 代表取締役
委 員	近 藤 久 隆	公募委員
委 員	高 橋 みどり	パステルアート <small>なごみ</small> 和アート 主宰
委 員	照 井 律	美郷町生涯学習奨励員
委 員	米 山 奈奈子	秋田大学大学院医学系研究科 教授

平成28・29年度
秋田県生涯学習審議会による提言書

こうどうびと
「行動人を、人づくり、地域づくりに生かす取り組みについて」
～様々な学習機会の提供と行動人の育成と活用方策～

(平成30年4月)

編集・発行 秋田県教育庁生涯学習課
〒010-8580
秋田県秋田市山王三丁目1番1号
TEL 018-860-5183
FAX 018-860-5816
E-mail kyou-shougai@pref.akita.lg.jp